

学校法人石田学園役員及び評議員の報酬等の支給基準

(目的)

第1条 この基準は、学校法人石田学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第59条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、この法人の業務を遂行することが常態である者で、理事長、副理事長、専務理事、常務理事及び常勤監事をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員及び評議員の報酬等とは、報酬、賞与、退任慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員及び評議員の報酬等にはこの法人の給与に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員及び評議員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支払)

第3条 役員及び評議員等に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

(1) 役員…報酬、賞与、退任慰労金

(2) 評議員…手当

2 理事長において必要と認めた場合は、扶養手当、地域手当、通勤手当を、国家公務員の支給基準に準じて支給することがある。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬等の額は別表第1に定める額の範囲内とし、理事会において決定する。但し、この法人の教職員を兼務し、教職員の給与を支給されている常勤の役員報酬額は、別表第1の額の範囲内を下回って決定されることがある。

2 月の中途における常勤の役員の就任、退任、又は解任の場合の報酬の額は、日額計算による。

3 非常勤の役員に対する報酬等の額は別表第2に定める額とする。

4 役員の退任慰労金の額は別表第3に定める額とする。

5 評議員の手当の額は別表第4に定める額とする。

(報酬等の支払方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬…毎月25日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支給するものとする。）

(2) 賞与…毎年7月及び12月

(3) 退職慰労金…任期の満了、辞任又は死亡により退任した後1か月以内

2 非常勤役員及び評議員に対する報酬等は、理事会又は評議員会への出席などの都度、直接本人に支給する。

3 常勤の役員が評議員会に出席する場合の手当は支給しない。

4 法令の定める掛金等については、これを控除して支給する。

(弔慰金)

第6条 役員が在任中に死亡したときは、退職慰労金の額を弔慰金として法定相続人に贈る。

(費用)

第7条 役員及び評議員には、別に定めるこの法人の旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員及び評議員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給

する。

(公表)

第8条 この法人は、この基準をホームページで公表する。

(補則)

第9条 この基準の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 この基準の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この基準は、従前の「学校法人石田学園役員報酬及び評議員手当支給規程」及び「学校法人石田学園役員退任慰労金支給規程」を「学校法人石田学園役員等の報酬等の支給の基準」に名称変更し、令和2年1月20日に改正・制定し、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、従前の「学校法人石田学園役員等の報酬等の支給の基準」を「学校法人石田学園役員及び評議員の報酬等の支給基準」に名称変更し、2025（令和7）年4月1日から施行する。

別表第1 常勤の理事の報酬等 （単位：円）

役職名	報酬の額
理事長	月額 1,500,000 ～ 2,500,000
副理事長	月額 700,000 ～ 1,500,000
専務理事	月額 600,000 ～ 1,300,000
常務理事・常勤監事	月額 500,000 ～ 1,100,000

賞与についての支給割合は、国家公務員の支給割合に準じて支給する。

別表第2 非常勤の役員の報酬等 （単位：円）

(1) 理事

月額報酬	夏・賞与	冬・賞与
20,000	100,000	150,000

(2) 監事

月額報酬	夏・賞与	冬・賞与	監査手当（日額）
20,000	100,000	150,000	20,000

別表第3 役員の退任慰労金 （単位：円）

理事長	退任時の報酬月額×在任月数×0.6
副理事長	退任時の報酬月額×在任月数×0.5
専務理事	退任時の報酬月額×在任月数×0.4
常任理事・常勤監事	退任時の報酬月額×在任月数×0.3
非常勤の理事	退任時の報酬月額×在任月数×0.2
非常勤の監事	退任時の報酬月額×在任月数×0.2

ア. 慰労金は、原則として一時に通貨を以て支給する。ただし学園の都合又は本人の希望により、通貨以外のもので支給することもできる。

イ. 在任月数は、就任の日の属する月から退任の日の属する月までを加算して算定する。

ウ. 上記役職に異動があった場合は、それぞれの期間について、算出した額の合計額を慰労金の額とする。

- エ. 学園に対し特別の功績のあった場合は、別表第3の基準にかかわらず、理事会の決議を以て、慰労金を増額支給することができる。
- オ. 刑事事件に関し起訴又は重大な責任により退任する場合は、理事会の決議を以て慰労金を減額もしくは支給しないことがある。

別表第4 評議員の手当 (単位：円)

評議員会への出席	日額 20,000
----------	-----------